

《Labor Communication 2018・12》

7 年後の 2025 年に開かれる万国博覧会の開催地が大阪に決まりました。前回の大阪万博のとき、私は小学 2 年生。父の運転するライトバンで福井を夜中にでて朝方万博会場へ。ソ連館で長いこと列に並んで「月の石」を見たことや「太陽の塔」の異様さを感じたことを覚えています。あれから 48 年。いろんなことが変わりました。特にネットの発達でいろんな情報を瞬時に集めることが出来るようになり便利となった反面、ネット社会だからこそその衝突や誤解。顔を合わせて話を聞けばお互いに納得できることがほとんどです。情報の発達は「人と人とのつながり」を壊すのではなく、構築できるようなものにしてほしい、そんな未来を見つけることのできる万博にしてほしいと思います。今度の万博は孫の手を引いて行けるかもしれません！ (小野山英男)

★最近話題の「退職代行会社」から退職届が届いたら！

退職の代行!!

最近ニュースで「退職代行会社」を取り上げ、道行く人にインタビューしているのを目にします。万が一、労働者本人でなく、親を含めて代理人から「退職届」が届いたらどうしたらいいでしょう？ 退職は、本人の意思確認が必要です。「退職願」は雇用契約の合意解約の申込みで、本来は会社の承認をもって成立します。「退職届」は、労働者の一方的な解約の通知と解されます。退職代行会社から「退職届」が届き、本人の署名捺印があったとしても、それが本人の意思か否かを本人と電話やメール等で確認する必要があります。また、有給やその他退職に伴う条件を提示された場合、退職代行会社と交渉を行うと「非弁行為」(弁護士でないものが交渉する)にあたる可能性があります。人材の定着をめざし日々努力されている事業主様でも社員の退職はあります。退職における手順や貸与物の返却等就業規則で明記しているか確認しましょう。そして円満退職であっても「退職願」等の書面をとり、本人の意思を確認するようにしましょう。万が一、こういった会社から連絡が入ったときは当事務所まで！



特別条項と 労基署の調査

★働き方改革で注目！「三六協定」

1 日 8 時間、週 40 時間を超えて労働させる場合は、時間外労働・休日労働に関する協定届、いわゆる三六協定を労働基準監督署へ提出しなければならないのはご存知の通りです。来年 4 月より、三六協定の書式が大幅に変更となります。特に注意いただきたいのが、「時間外労働及び休日労働を合算した時間数は 1 箇月について 100 時間未満でなければならない、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと」という一文にチェックをいれないと有効な協定とはならないことです。繁忙期等の関係で、特別条項として限度時間を超える届出はこれまででもできましたが、さらに厳格となり「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」を明記しておかなければなりません。現在でも特別条項を記載すると労基署から必要書類を持参しての来署通知や立入調査に来ることもあります。来年以降、こういった長時間労働の規制が厳しくなることが予想されます。平成の終焉とともに働き方、働かせ方、休み方、休ませ方が大きく変貌しようとしています。法改正の方向性から対策を考えていきましょう。

年末年始！ 車の運転にご注意

★もしも運転中に意識不明に！健康管理の徹底を！

観光バスの運転手が走行中に意識を失った交通事故が相次いだことから、国土交通省は、日本バス協会や全日本トラック協会などに、健康管理の徹底を要請しました。国土交通省のホームページに掲載している「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」は、疾病発症のメカニズム等も紹介しており、トラックやバスの運転手のみならずハンドルをにぎる方にとって参考となるマニュアルです。是非アクセスしてみてください！

あすは社労士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 2-6-8 堂島ビルディング 814
電話.06-6948-5252 FAX.06-6948-5253

社会保険労務士
佐々木 香里

社会保険労務士
小野山 英男

特定社会保険労務士
小野山 真由美